市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認結果

平成29年5月31日

総務省 総合通信基盤局電気通信事業部 事業政策課

市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制について

市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制

- 電気通信事業法は、市場支配力の濫用の防止のため、市場支配力を有する電気通信事業者※を対象として、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある行為を類型化し、あらかじめ禁止している。
 - ※ NTT東日本・西日本(以下「NTT東西」という。)及びNTTドコモ
- また、NTT東西に対しては、**特定関係事業者に比した不利な取扱いの防止、子会社等における反競争的行為の防止、接続 関連情報の適正な管理**等の観点からの規律も課している。

【非対称規制の概要】

NTT東西

- ① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の禁止
- ② 特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益供与の禁止
- ③ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉の禁止
- ④ 特定の業務※1において、特定関係事業者※2に比べて他の電気通信事業者を不利に取り扱うことの禁止
- ⑤ 業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督
- ⑥ 設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理する ための体制の整備等(機能分離)
 - ※1 接続に必要な設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供、 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他の電気通信事業者からの業務の受託
 - ※2 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)を指定。なお、特定関係事業者の役員とNTT東西の役員の兼任は禁止されている。

NTTドコモ

- ① 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供の禁止
- ② 指定された特定関係法人※3に対する不当に優先的な取扱い・利益供与
 - ※3 NTT東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)、(株)エヌ・ティ・ティエムイー、 (株)NTTぷらら、(株)エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティメディアサプライ(株)

共同ガイドライン

● 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(平成13年11月30日策定、平成28年5月20日改定。以下「共同ガイドライン」という。)において、非対称規制に関し、電気通信事業法上問題となる行為を例示している。

NTT東西が遵守のために講じた措置等の報告

● NTT東西は、毎年、上記④~⑥の遵守のために講じた措置及びその実施状況を総務大臣に報告(「禁止行為規定遵守措置等報告書」)。総務省は同報告を確認するとともに、報告内容を公表している。

NTT東西及びNTTドコモに対する確認内容

1. NTT東西に対する確認内容

- 〇 禁止行為規定遵守措置等報告書による報告内容
- 〇 共同ガイドラインを踏まえた対応状況

2. NTTドコモに対する確認内容

〇 共同ガイドラインを踏まえた対応状況

市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に係る確認結果(概要)

1. NTT東西に対する確認結果

- 総務省において、NTT東西からの禁止行為規定遵守措置等報告書及びNTT東西へのヒアリングによって、非対称規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況を確認した結果、一定の措置が講じられていることを確認した。
- 競争事業者からのヒアリングにおいても、非対称規制に違反する行為が明確に行われているとの指摘はなかった。
- 引き続き、NTT東西において、非対称規制の遵守のための措置が適切に講じられ、実施されているか注視していく。
 - ※ 総務省は禁止行為規定遵守措置等報告書をウェブサイトで公表。 http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/competition05_03.html

2. NTTドコモに対する確認結果

- 総務省において、NTTドコモへのヒアリングによって、**非対称規制の遵守のために講じた措置及びその実施状況を確認した結** 果、一定の措置が講じられていることを確認した。
- MVNOからのヒアリングにおいても、接続情報の目的外利用・提供や、卸電気通信役務の提供に当たっての不当に差別的な取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。
- 引き続き、NTTドコモにおいて、非対称規制の遵守のための措置が適切に講じられ、実施されているか注視していく。

【ヒアリング調査の概要】

	NTT東西関係	NTTドコモ関係
対象事業者	① NTT東西 ② 競争事業者(光回線サービスを提供する3社)	NTTドコモ ※ 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認 の一環として、MVNOに対し、接続関連情報の目的外利用・提供 や、卸電気通信役務の契約に係る不当に差別的な取扱い等につ いても聴取。
実施方法	あらかじめ確認事項を送付し、回答書面に基づきヒアリング	

対応方針

特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益供与又は不当に不利な取扱い・不利益供与に係るNTT東西に対する確認結果(詳細)

確認内容及び確認結果

	例えば、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供、自己の関係事業者と一体となった排他的な業務、自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い、自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い等は電気通信事業法上問題となる。 他の電気通信事業者のサービスを組み合わせた割引サービスや、他の電気通信事業者のサービスと一体となった業務が行われていないこと、研修において特定の電気通信事業者を不当に優遇しないよう指導していること、そのような契約が締結されないように契約内容をチェックする仕組みが採られていること、当該チェック	当に優先的な取扱い・利益供与又は不当に不利な取扱い・不利益供与が行われていないか、引き続き注視。
	の結果を監査部門が監査して問題がなかったことを確認していることを確認。 競争事業者からのヒアリングにおいて、特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益供与又	
L	は不当に不利な取扱い・不利益供与が明確に行われているとの指摘はなかった。	

他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する 不当な規律・干渉に係るNTT東西に対する確認結果(詳細)

では、他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限、端末設備の製造業者に対して特定機種の端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者・販売業者の業務に対して社会通急を超える販売数量ノルマを課すこと等は電気通信事業法上問題となる。 ## でいないで他の電気通信事業者等に対して不当な規律・干渉を行わないように指導していること、そのような契約が締結されないように契約内容をチェックする仕組みが採られていること、当該チェックの結果を監査部門が監査して問題がなかったことを確認していることを確認。 ## でいないが、引き続き注視。 ## でいないか、引き続き注視。 ## でいないか、引き続き注視。

特定の業務における特定関係事業者に比した不利な取扱い に係るNTT東西に対する確認結果(詳細)

確認内容及び確認結果	対応方針
<接続に必要な設備の設置・保守、土地・建物の利用、情報の提供についての不公平な取扱い> 第一種指定電気通信設備との接続に必要となる情報の提供や、装置等の設置・保守工事、コロケーション、 電柱・管路等の貸与に関して、特定関係事業者(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株))と比して不公平な取扱いを行うことは、電気通信事業法上問題となる。	• 接続に必要な設備の設置・保守、 土地・建物の利用、情報の提供に ついての不公平な取扱いがなされ ていないか、引き続き注視。
• 接続に必要な電気通信設備の設置又は保守に関する条件、コロケーションスペース、電柱、管路・とう道についての条件、接続に必要な情報の提供に関する条件を接続約款等に規定すること等により公表していることを確認。また、公表した条件によらずに実施したものはないとしていることを確認。	
• 上記で公表された条件によって実施した事項の実施状況等を確認。その結果、実施件数が特定関係事業者に不自然に偏っているといった状況は確認されなかった。	
• 競争事業者からのヒアリングにおいて、接続に必要な設備の設置・保守、土地・建物の利用、情報の提供についての不公平な取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。	
<他の電気通信事業者からの業務の受託についての不公平な取扱い> 例えば、料金回収業務等に係る手数料に関して、特定関係事業者と比して不公平な設定を行うことは、電気 通信事業法上問題となる。	• 他の電気通信事業者からの業務の 受託について不公平な取扱いがな されていないか、引き続き注視。
• 利用契約締結の手続費、他社商品の販売・取次等に係る条件、債権譲受・料金請求回収代行に係る条件、 他社商品の料金回収代行の条件を接続約款等に規定すること等により公表していることを確認。また、公表した条件によらずに実施したものはないとしていることを確認。	
• 上記で公表された条件によって実施した事項の実施状況等を確認。その結果、実施件数が特定関係事業者に不自然に偏っているといった状況は確認されなかった。	
• 競争事業者からのヒアリングにおいて、他の電気通信事業者からの業務の受託についての不公平な取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。	

業務を委託する子会社等に対する必要かつ適切な監督 に係るNTT東西に対する確認結果(詳細)

確認内容及び確認結果

電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益供与又は不当に不利な取扱い・不利益供与」、「他の電 気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉」、「特定の業務におけ る特手関係事業者に比した不利な取扱い」(以下「禁止行為等相当行為」という。)を行った場合には、子会社等

● 監督対象子会社の名称、委託業務の内容及び委託額、再委託の有無、NTT東西から監督対象子会社への 出資比率、NTT東西と監督対象子会社の役員の兼任状況を確認。

に対して必要かつ適切な監督が行われていないとして、電気通信事業法上問題となる。

|● 監督対象子会社による禁止行為等相当行為を防止するための監督方法及び実施状況を確認。また、実施状 況について監査部門が監査した結果を、被監査部門又は監査部門とは別の部署が確認し、禁止行為等相当 行為がなかったとしていることを確認。

【監督方法の概要】

(合意書又は覚書の締結)

NTT東西と監督対象子会社との間で委託業務に関し、禁止行為規制を遵守する旨の合意書又は覚書 を締結し、禁止行為等相当行為の防止、規程の整備、報告等を義務付け。

(規程等の制定)

監督対象子会社において、禁止行為等相当行為の防止に係る規程(禁止行為等相当行為防止の責任 者の配置等)、公正競争マニュアル(禁止される事項の解説等)の制定を義務付け。

(管理体制の構築)

監督対象子会社において、禁止行為等相当行為防止の責任者(代表取締役社長等)を配置。

(教育研修の実施)

監督対象子会社において、全ての社員等に対し、公正競争確保、禁止行為等相当行為の防止のための 基礎的知識、遵守事項、具体的事例等につき研修(対面、オンライン)を実施。

(再委託先管理)

再委託契約の締結・変更に際し、委託元の承認を義務付け。監督対象子会社から再委託先に対して、禁 止行為等相当行為を行わないことについて依頼又は指導·監督を実施。再委託先がグループ会社である。 場合には、監督対象子会社において、NTT東西と同様の監督を実施。

(点検・検査)

監督対象子会社において点検を実施し、NTT東西の監査部門が監査。

|● 競争事業者からのヒアリングにおいて、子会社等において禁止行為等相当行為が明確に行われているとの指 摘はなかった。

対応方針

NTT東西の業務を受託した子会社等が、「接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供」、「特定の ● NTT東西の業務を受託する子会社 等において禁止行為等相当行為が 行われないようにするための監督が 十分に行われているか、また、禁止 行為等相当行為が行われていない か、引き続き注視。

設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の 実施状況を適正に管理するための体制の整備等に係るNTT東西に対する確認結果(詳細)<1/3>

確認内容及び確認結果

電気通信事業法及び同法施行規則の規定により、以下の体制整備等が求められる。

- 1)第一種指定電気通信設備の設置、管理及び運営並びにこれらに附随する業務を行う専任の部門(以下「設備部門」という。)を置き、その長に役員を充てること。
 - 組織規程において設備部門としての部門を規定し、その長に役員を充てていることを確認。
- 2)設備部門に接続関連情報の管理責任者(以下「情報管理責任者」という。)を置き、設備部門の長をこれに 充てること。
 - 設備部門の長を情報管理責任者としていることを確認。
- 3)接続の業務の実施状況を監視する部門(以下「監視部門」という。)を設備部門とは別に置くこと。
 - 組織規程において、監視部門としての部門を設備部門から独立した組織として規定していることを確認。
- 4) 設備部門の職員と設備部門以外の部門の職員の兼職禁止(支店その他の事業所については例外あり)。
 - 下記7)の規程において、設備部門とそれ以外の部門の間での職員の兼務を禁止していることを確認。
- 5)設備部門とそれ以外の部門の居室の分離。
 - 設備部門の居室において、電子的認証装置や監視カメラ等を設置し入退室を管理していることを確認。
- 6) 設備部門に、接続関連情報を管理するシステムとして、以下の要件を満たすものを構築。
 - 接続関連情報を目的外に取り扱うことができないものであること。
 - 特定された者のみが接続関連情報を入手できるものであること。
 - 接続関連情報を入手した者、入手した接続関連情報の内容、入手した日時を記録・保存するものであること。
 - システムを利用する業務(注文受付、設備設計・設備管理等)ごとに利用権限を付与していることを確認。
 - 接続関連情報をやむを得ず設備部門の外に持ち出す場合は、情報内容、利用目的、持出し方法について情報管理の責任者の承認を義務付けていることを確認。
 - 接続関連情報へのアクセスの際、アクセス者の識別情報、日時、情報内容を記録し、5年間(NTT東日本においてはアクセスのあった事業年度の末日から4年間)保存していることを確認。
- 7)接続関連情報の取扱いを適正なものとするために設備部門の職員が遵守すべき規程を作成すること。
 - 以下の内容を含む規程を策定していることを確認。
 - 設備部門の範囲
 - 設備部門の職員における接続関連情報の目 的外利用の禁止
 - 設備部門と設備部門以外の部門の兼職禁止
 - 情報管理体制(情報管理責任者等の設置)
- 情報管理責任者の責務等(接続関連情報のアクセスに関する情報等の記録・保存、承認のない接続関連情報の抽出・持出し禁止、監視部門への協力)
- 同等性の確保
- 規程違反時の監視部門への報告

• 接続関連情報の適正な管理及び接続業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備が十分にとられているか、引き続き注視。

対応方針

設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の 実施状況を適正に管理するための体制の整備等に係るNTT東西に対する確認結果(詳細)<2/3>

確認内容及び確認結果	対応方針
8)上記7)の規程を遵守させるための研修の実施。	
• 設備部門の全社員等に対し、機能分離を導入した際の電気通信事業法改正の概要、社内規程等に関	
する研修(対面、オンライン)を実施していることを確認。	
9)上記7)の規程が設備部門の職員によって遵守されるよう、情報管理責任者に接続関連情報の取扱いを管	
理させること。	
• 情報管理責任者が以下の項目について管理を実施していることを確認。	
- 設備部門の体制 - 研修の実施	
- 設備部門と設備部門以外の部門との間での兼 - システム利用権限の管理	
務の禁止 - 接続関連情報の持出し管理	
- 設備部門と設備部門以外の部門の居室の分離 - 委託先管理	
10)第一種指定電気通信設備との接続のために、設備部門と他事業者間で実施した認可接続約款等又は認	
可接続協定に基づく手続の実施の経緯及び当該手続に係る第一種指定電気通信設備との接続の条件を、	
設備部門に記録・保存させること。	
• 設備部門が上記の手続の実施の経緯、当該手続に係る接続の条件を記録・保存していることを確認。記	
録・保存された情報から算出された、報告対象年度に完了した手続の件数及び当該手続に要した平均	
日数(申込日~回答日、申込日~提供可能日、申込日~工事完了日)を確認。	
11)第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務の提供のために、設備部門と設備部門以外の部門の間	
で実施した手続の実施の経緯及び第一種指定電気通信設備の利用の条件を、設備部門に記録・保存させ	
ること。	
• 設備部門が上記の手続の実施の経緯、第一種指定電気通信設備の利用の条件を記録・保存しているこ	
とを確認。記録・保存された情報から算出された、報告対象年度に完了した手続の件数及び手続に要し	
た平均日数(申込日~回答日、申込日~提供可能日、申込日~工事完了日)を確認。	
12) 監視部門に以下を監視させること。	
- 上記10)で記録・保存された手続の実施の経緯及び接続の条件が、認可接続約款等又は認可接続協定	
の規定によるものであるか。	
- 上記11)で記録・保存された手続の実施の経緯及び条件が、認可接続約款等又は認可接続協定の規定	
に準ずるものであるか。	
監視部門において、設備部門が記録・保存した内容により以下を確認していることを確認。 ① 設備部門が他の電気通信事業者との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続条	
型 双洲即門が他の电外地位争未有との間で天地した士統の天地の経緯及の目該士統に係る接続来 	

件が、認可接続約款等又は認可接続協定の規定によるものであること。

設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の 実施状況を適正に管理するための体制の整備等に係るNTT東西に対する確認結果(詳細) < 3/3>

確認内容及び確認結果	対応方針
② 設備部門が設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯及び当該手続に係る条件が、 認可接続約款等又は認可接続協定の規定に準ずるものであること。	
報告対象年度に完了した手続について、当該手続に要した平均日数を、認可接続約款等又は認可接続協定に規定する納期の遵守率により検証していること並びに一定の同等性が確保されていることを確	
初	
監視部門において、設備部門から提示された手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件の概	
要が虚偽でないことを確認するため、根拠となる記録方法、保存方法及び抽出方法について、設備部門に説明を求め、その内容を確認していることを確認。	
13)監視部門に設備部門における接続関連情報の取扱いが適正であるか監視させること。	
監視部門が、上記9)の管理項目ごとの遵守状況について、書面による確認、設備部門が実施した四半期 になりは異のなる。 記憶が異なままま。 での実際でのなる になった。 であるまままま。 におれるこの思想なる。	
点検の結果の確認、設備部門を訪問しての実地での確認(電子的認証装置、監視カメラの視認等を含む。)の結果、問題がなかったとしていることを確認。	
• 上記の措置に加えて、接続関連情報の取扱いがある監督対象子会社において、NTT東西と同様の機能分離、体制の構築等の措置を実施していることを確認。	
• 競争事業者からのヒアリングにおいて、接続関連情報の適正な管理及び接続業務の実施状況を適正に管理 するための体制の整備等に、明確に不備な点があるとの指摘はなかった。	

対応方針 確認内容及び確認結果 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報(以下「接続関連情報」という。)を、本来の利用 • 接続関連情報の目的外利用・提供 目的を超えて、社内の他部門又は自己の関係事業者に提供するような行為は、電気通信事業法上問題となる。 が行われていないか、引き続き注視。 以下の措置を講じていることを確認。 -組織規定により相互接続に関する渉外業務を所掌する部署を本社に設置し、当該渉外業務は、当該部署 において一元的に対応。当該部署においては、所属する社員が他組織の業務を兼務しない、居室を他組 織と隔離し入退室管理を行うといった対応を実施。 ー接続関連情報を専用に取り扱うシステムを構築し、利用する業務ごとに組織・社員を限定した上で利用権 限を付与。 一禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 以上の措置について、相互接続に関する渉外業務を所掌する部署において点検を実施。 - 業務委託先に接続情報を取り扱わせる場合には、業務委託先に対して、情報管理遵守に関する確認書面 の提出、社員への情報管理研修の実施、社員からの情報管理に関する誓約書の取得を義務付け。また、 接続関連情報を専用に取り扱うシステムにおける利用権限の管理は、業務委託先に接続情報を取り扱わ

せる場合には、当該業務委託先の社員も対象としている。

● MVNOからのヒアリングにおいて、接続情報の目的外利用・提供が明確に行われているとの指摘はなかった。

特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたものに対する不当に優先的な取扱い・利益供与に係るNTTドコモに対する確認結果(詳細)

確認内容及び確認結果	対応方針
例えば、特定関係法人(総務大臣が指定するものに限る。以下同じ。)のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供、特定関係法人と一体となった排他的な業務、特定関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い、特定関係法人に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い等は電気通信事業法上問題となる。	The state of the s
 特定関係法人に対する不当に優先的な取扱い・利益供与を行わないようにするため、以下の措置を講じていることを確認。 一禁止行為規制を含む電気通信事業関連法令について、研修やマニュアルの整備を実施。 一新規サービス等を検討する場合に公正競争確保に係るポイントが遵守されているか、一元的にチェックする体制を整備。 	
• MVNOからのヒアリングにおいて、卸電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いが明確に行われているとの指摘はなかった。	